

本城資源化センター整備・維持管理事業

入札説明書

2023年2月

北九州市環境局

目次

| | |
|---------------------------------|-----------|
| 用語の定義 | 1 |
| 第1章 入札説明書の位置づけ | 4 |
| 第2章 事業の概要 | 5 |
| 1 事業目的及び内容 | 5 |
| 2 事業名称 | 5 |
| 3 本事業の対象となる公共施設等の名称及び種類 | 5 |
| 4 事業場所 | 5 |
| 5 公共施設等の管理者 | 5 |
| 6 公告日 | 5 |
| 7 入札及び契約に関する事務を担当する主管課 | 5 |
| 8 本施設の概要 | 5 |
| 9 事業方式 | 6 |
| 10 契約の形態 | 6 |
| 11 事業期間 | 6 |
| 12 事業期間終了時の措置 | 7 |
| 13 事業の対象となる業務範囲 | 7 |
| 14 事業者の収入 | 7 |
| 15 事業者の募集及び選定の手順（予定） | 8 |
| 16 関係法令等の遵守 | 8 |
| 第3章 入札参加に関する要件等 | 9 |
| 1 入札参加資格要件 | 9 |
| 2 協力企業等の変更 | 12 |
| 第4章 応募者の審査及び落札者の選定 | 13 |
| 1 審査 | 13 |
| 2 審査の手順及び方法 | 13 |
| 第5章 入札手続等 | 15 |
| 1 入札に関する手続き | 15 |
| 2 入札に関する留意事項 | 18 |
| 3 契約手続き等 | 19 |
| 第6章 提出書類及び作成要領 | 22 |
| 1 一般的事項 | 22 |
| 2 入札参加資格確認申請書類 | 22 |
| 3 入札辞退時届 | 22 |
| 4 事業提案書類 | 22 |

| | |
|---|-----------|
| 第7章 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項 | 27 |
| 1 想定されるサービスの水準・仕様 | 27 |
| 2 想定されるリスクの分担 | 27 |
| 3 本市による事業の実施状況の監視 | 27 |
| 第8章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項 | 28 |
| 1 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合 | 28 |
| 2 本市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合 | 28 |
| 3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合 | 28 |
| 4 その他 | 28 |
| 第9章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項 | 29 |
| 第10章 その他本事業の実施に関し必要な事項 | 30 |
| 1 必要事項の追加..... | 30 |
| 2 情報提供 | 30 |
| 3 応募に伴う費用負担 | 30 |

用語の定義

- 本市 : 北九州市をいう。
- 本事業 : 本城資源化センター整備・維持管理事業をいう。
- 本施設 : 本事業において設計・建設する本城資源化センターをいい、マテリアルリサイクル推進施設の工場棟、各種ヤードのほか、計量棟、駐車場、構内道路、植栽、門扉等の事業実施区域内の設備、建築物及びその付帯設備を含めたもの。
- 処理対象物 : 本施設での処理の対象である、かん・びん、ペットボトル、紙パック・トレイ及び不燃系粗大ごみをいう。
- マテリアルリサイクル推進施設 : 本施設を構成する施設のうち、処理対象物を貯留、破袋、破碎、選別、圧縮・梱包、保管等の処理を行う施設をいう。
- 不燃系粗大ごみ : ソファ（スプリング入り）、ストーブ、自転車、椅子・座椅子（スチールフレーム）、ベッド（スチールフレーム）、マットレス（スプリング入り）、健康器具（金属製のもの）、ガスレンジ、ステレオ、扇風機、掃除機（充電式を除く）、電子レンジ、ホットプレート、家庭用プリンター、パソコン（リサイクル対象外のもの）、モニター（リサイクル対象外のもの）等をいう。ただし、充電式家電製品は除く。
- かん・びん部門 : 本事業のうち、かん・びん、ペットボトル及び紙パック・トレイを貯留、破袋、選別、圧縮・梱包、保管等の処理に関する部門をいう。
- 不燃系粗大部門 : 本事業のうち、不燃系粗大ごみを貯留、破碎、選別、保管等の処理に関する部門をいう。
- 工場棟 : マテリアルリサイクル推進施設（かん・びん部門、不燃系粗大部門）の工場棟をいう。
- プラント : 本施設のうち処理対象物の処理に必要な全ての設備（機械設備、電気設備及び計装設備を含む。）を総称していう。
- 建築物等 : 本施設のうちプラントを除く設備及び建築物を総称していう。
- 大規模改修 : 施設全体を対象に経年劣化した部位や耐用年数を迎えた設備等の性能・機能を回復させるために設備や機器の更新等を実施することをいう。
- PFI 方式 : PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）とは、公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図る方式をいう。
- DBM 方式 : Design（設計）、Build（建設）、Maintenance（維持管理）を事業者に一括して委ねる事業手法をいう。

| | |
|-----------------|---|
| DBO 方式 | : Design (設計)、Build (建設)、Operate (運営・維持管理) を事業者に一括して委ねる事業手法をいう。 |
| DB+O 方式 | : Operate (運営・維持管理) を Design (設計)、Build (建設) とは別途に委する事業手法をいう。 |
| 長期包括運営方式 | : 施設の運営・維持管理に関して、長期的にかつ一括して民間事業者に委託する事業手法をいう (DB+O の「O」に該当)。 |
| 事業者 | : 本市が事業契約を締結し、本事業を実施する者をいう。 |
| 設計・建設事業者 | : 本市と建設工事請負契約を締結する者で、本施設の設計・建設を担当する者をいう。 |
| 建設 JV | : 事業者が提案により、本施設の設計・建設業務について要件を満たす企業によって設立する共同企業体をいう。本施設のプラントの設計・建設及び建築物等の設計を行う者が代表となる共同企業体 (自主結成) とし、本施設のプラントの設計・建設及び建築物等の設計並びに建築物等の建設を行う者以外の者は参画することは出来ない。 |
| 運営事業者 | : かん・びん部門の運営業務を実施するもので、就労継続支援事業者が行う。 |
| 運営・維持管理事業者 | : 不燃系粗大部門の運営業務及び本施設の維持管理業務を担当するものをいう。 |
| 就労継続支援事業者 | : かん・びん部門の運営業務を実施するうえで、障害者就労支援を行う事業者。 |
| 就労継続支援 A 型事業 | : 「障害者総合支援法」に定められた就労継続支援事業をいう。 |
| 就労継続支援 A 型事業所 | : 本市から委託を受けて、かん・びん部門の運営業務を行う事業所をいう。 |
| 就労継続支援 A 型事業事務所 | : 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準」に基づく「就労継続支援 A 型」に規定される事務所。現施設の管理棟の一部を就労継続支援 A 型事業事務所として継続して利用する。 |
| 現施設 | : 現在、本市で発生するかん・びん、ペットボトル及び紙パック・トレイの処理を行っている本城かんびん資源化センターをいう。 |
| 応募者 | : 本事業の入札手続きに参加する企業をいう。 |
| 代表企業 | : 入札手続きにおいて応募者が複数の企業で構成される場合の代表を務める者をいう。 |
| 事業契約 | : 基本契約、建設工事請負契約及び運営・維持管理業務委託契約の総称をいう。 |
| 事業用地 | : 現施設に隣接する、本施設の建設予定地をいう。 |

- 入札説明書 : 本事業の入札に参加する者に対して、本市が事業条件、参加手続き等を説明するための書類をいう。
- 入札説明書等 : 本事業の入札公告に際して公表する入札説明書、要求水準書、事業契約書（案）、落札者決定基準書等の書類をいう。
- 基本協定 : 落札者の選定後、基本契約等の締結に向けて、本市及び落札者の双方の協力について本市と落札者の間で締結される協定をいう。
- 基本契約 : 本事業の基本的事項について、本市と事業者で締結する契約をいう。
- 設計・建設工事
請負契約 : 本事業の設計及び建設の実施のために、基本契約に基づき、本市と設計・建設事業者が締結する契約をいう。
- 運営・維持管理業務
委託契約 : 本事業の運営・維持管理の実施のために、基本契約に基づき、本市と運営・維持管理事業者が締結する契約をいう。
- 設計・建設業務 : 本事業のうち、本施設の設計・建設に係る業務をいう。
- 運営・維持管理業務 : 本事業のうち、本施設の運営・維持管理に係る業務をいう。
- 要求水準書 : 本事業を実施するにあたり、本市が要求する水準を示すものをいう。
- 特別目的会社 : 構成員が株主として出資し、本事業の運営・維持管理業務を目的として設立する会社であり、SPCともいう。
- PFI法 : 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）をいう。

第1章 入札説明書の位置づけ

「本城資源化センター整備・維持管理事業入札説明書」（以下「本入札説明書」という。）は、本市が発注する「本城資源化センター整備・維持管理事業」（以下「本事業」という。）を実施する事業者の募集にあたり、事業者を総合評価一般競争入札により募集及び選定するため、応募者を対象に配布するものである。

本事業は、WTO に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものであり、本事業の入札については「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令」（平成7年政令第372号）及びその他関係法令に定めるもののほか、本入札説明書による。また、本入札説明書と併せて公表する以下の資料も本入札説明書と一体の資料とし、これらの全資料及びこれらに関する質疑回答を含めて「入札説明書等」とする。

- ・ 要求水準書
- ・ 落札者決定基準
- ・ 基本協定書（案）
- ・ 基本契約書（案）
- ・ 設計・建設工事請負契約書（案）
- ・ 運営・維持管理業務委託契約書（案）
- ・ 様式集

第2章 事業の概要

1 事業目的及び内容

本事業は老朽化した本城かんびん資源化センターを、不燃系粗大ごみの破碎・金属回収の機能を併せ持つ施設として再整備することで、将来にわたり安定したリサイクル体制を維持していくことを目的とする。

なお、本施設においては、施設稼働期間の安定処理はもとより、周辺環境との調和、都市モデルにおける役割、公害の防止、安全性及び機能性等を考慮し、維持管理の容易な施設の建設を図るものである。特に、就労者にとって、安全かつ衛生的で働きやすい労働環境を確保できるものとする。

2 事業名称

本城資源化センター整備・維持管理事業

3 本事業の対象となる公共施設等の名称及び種類

名称：本城資源化センター

種類：一般廃棄物中間処理施設

4 事業場所

北九州市八幡西区洞北町7番10号

(「入札説明書添付資料-1 事業実施場所」及び「同添付資料-2 事業実施区域」参照)

5 公共施設等の管理者

北九州市長 武内 和久

6 公告日

2023年2月17日(金)

7 入札及び契約に関する事務を担当する主管課

北九州市環境局循環社会推進部施設課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話：093-582-2184

FAX：093-582-2196

電子メールアドレス：kan-shisetsu@city.kitakyushu.lg.jp

8 本施設の概要

本施設の概要を表1に示す。

表 1 本施設の概要

| | |
|-----------|--|
| 施設名 | 本城資源化センター |
| 処理別種別 | マテリアルリサイクル推進施設 |
| 計画予定地 | 北九州市八幡西区洞北町7番10号（本城かんびん資源化センター隣地） |
| 供用開始年度 | 2026年4月を予定 |
| 施設規模 | かん・びん : 20t/日 ペットボトル : 9t/日 紙パック・トレイ : 0.5t/日 不燃系粗大ごみ : 29t/日 |
| 処理量 | かん・びん : 3,196t/年 ペットボトル : 1,255t/年 紙パック・トレイ : 100t/年 不燃系粗大ごみ : 6,566t/年 |
| 処理フロー及び系列 | 次頁に示す既存施設の処理フローを参考に、以下の各系列を設置すること。 かん・びん : 1系列 ペットボトル : 1系列 紙パック・トレイ : 1系列 不燃系粗大ごみ : 1系列 |

9 事業方式

本事業における施設の整備及び運営は DBO 方式により実施する。

事業者は、設計・建設事業者として本施設の設計・建設業務を行う。

さらに、事業者は、運営・維持管理事業者として 20 年間の運営期間にわたって、本施設の運営・維持管理業務を実施するものとする。

10 契約の形態

- (1) 本市は、落札者の選定後、「基本契約」「設計・建設工事請負契約」「運営・維持管理業務委託契約」の締結に向け必要な事項を定める基本協定を落札者と締結する。
- (2) 本市は事業者と相互に協力し、本事業を円滑に実施するため本事業に係る基本的事項を定めた基本契約を締結する。
- (3) 本市は基本契約に基づいて、設計・建設を担当する者と本事業に係る設計・建設工事請負契約を締結する。設計・建設事業者は本施設の設計・建設業務について要件を満たす単独企業又は建設 JV とする。
- (4) 本市は基本契約に基づいて、運営・維持管理を担当する者と本事業に係る運営・維持管理業務委託契約を締結する。
- (5) 事業契約の締結主体を「入札説明書添付資料-3 事業スキーム図（案）」に示す。

11 事業期間

事業期間は次のとおりとする。

(1) 設計・建設

設計・建設工事請負契約締結日から 2026 年 3 月まで（試運転期間を含む）

(2) 運営・維持管理

2026 年 4 月 1 日から 2046 年 3 月 31 日まで（20 年間）

12 事業期間終了時の措置

廃棄物処理施設整備計画（平成 30 年 6 月 19 日閣議決定）により、廃棄物処理施設の長寿命化を図り、そのライフサイクルコストを低減することを通じ、効率的な更新整備や保全管理を充実する「ストックマネジメント」の導入を推進している。本施設では、「ストックマネジメント」の考え方にに基づき、供用開始後約 30 年間使用することを前提として設計・建設業務及び運営・維持管理業務を行うこととする。また、事業者は事業期間終了時に、本施設を本市の定める明け渡し時における本施設の要求水準を満足する状態に保つものとする。本施設の事業期間終了時の措置について、運営開始後 16 年目（2042 年度）を目途に、本市及び事業者は協議を開始するものとする。

13 事業の対象となる業務範囲

事業者が行う事業の範囲は次のとおりとする。（各項目の詳細については「入札説明書添付資料-4 業務範囲分担表」参照）

なお、本市及び運営事業者が行うかん・びん部門の運営業務以外は、事業者の範囲とする。

（1）本施設の設計に関する業務

ア 設計

イ 本市が提示する調査結果以外に必要な事前調査（本事業及び施設が岸壁の損害や地盤沈下を発生させないよう検討し、その結果を市へ報告すること。検討に際し、必要な調査等が生じた場合は、併せて実施すること。）

ウ 本市の循環型社会形成推進交付金（以下「交付金」という。）申請支援

エ 本市が行うその他許認可申請支援

（2）本施設の建設に関する業務

ア 建設

イ 建設工事に係る許認可申請等

（3）本施設の運営・維持管理に関する業務

ア 不燃系粗大部門の運営業務

イ 本施設（かん・びん部門及び不燃系粗大部門）の維持管理業務

ウ その他これらに付帯関連する業務

14 事業者の収入

本事業における事業者の収入は次のとおりとし、詳細は設計・建設工事請負契約書（案）並びに維持管理業務委託契約書（案）に示すとおりである。

（1）本施設の設計・建設業務に係る対価

本市は本施設の設計・建設業務の対価として、施設整備費を支払う。

（2）本施設の運営・維持管理業務に係る対価

本市は本施設の運営・維持管理業務の対価として、運営・維持管理業務委託費を支払う。

15 事業者の募集及び選定の手順（予定）

本事業における事業者の募集及び選定手順は次のとおりとする。ただし、スケジュールは状況により前後する場合がある。

表2 事業スケジュール（予定）

| 内容 | 日程 |
|--------------------------|---------------------|
| ① 実施方針の公表 | 2022年12月23日 |
| ② 実施方針に関する質疑・意見の受付期限 | 2023年1月16日 |
| ③ 上記②への回答 | 質疑・意見なし。入札公告と同日に再掲載 |
| ④ 入札公告及び入札説明書等の公表 | 2023年2月17日 |
| ⑤ 入札説明書等に関する質疑受付期限 | 2023年2月28日 |
| ⑥ 入札説明書等に関する質疑回答の公表 | 2023年3月7日 |
| ⑦ 入札参加資格審査書類受付期限 | 2023年3月10日 |
| ⑧ 入札参加資格審査結果通知 | 2023年3月22日 |
| ⑨ 事業提案書の受付期限 | 2023年4月17日 |
| ⑩ 落札者決定 | 2023年6月15日 |
| ⑪ 基本協定締結 | 2023年6月26日 |
| ⑫ 基本契約及び設計・建設工事請負契約仮契約締結 | 2023年7月24日 |
| ⑬ 基本契約及び設計・建設工事請負契約本契約締結 | 2023年10月上旬 |
| ⑭ 運営・維持管理業務委託契約締結 | 2026年3月末まで |

16 関係法令等の遵守

本市及び事業者は本事業を実施するにあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）をはじめ、必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守するとともに、各種基準、指針等についても本事業の要求水準書と照らし合わせて適宜参考にすること。

第3章 入札参加に関する要件等

1 入札参加資格要件

応募者は次の資格要件を全て満たすものとする。また、応募者の資格の確認を行うために資格審査を実施する。

設計・建設業務及び運営・維持管理業務の実施にあたっては、以下に示す応募者の構成等で規定するものはもとより、本市の住民を対象とした雇用に配慮するとともに、本市内に本社もしくは支社がある企業を積極的に活用すること。

(1) 応募者の構成等

ア 応募者は、設計・建設業務及び運営・維持管理業務を実施する予定の単独企業又は複数企業で構成する企業グループとする。

イ 単独の企業で応募する場合、「(2) イ (ア) 本施設のプラントの設計・建設を行う者の要件」及び「(2) イ (エ) 本施設の運営・維持管理を行う者の要件」をすべて満たすこと。なお、この場合、建築物等の設計・建設に関しては、施工時に下請企業が「(2) イ (イ) 本施設の建築物等の設計を行う者の要件」及び「(2) イ (ウ) 本施設の建築物等の建設を行う者の要件」をすべて満たすことを確認する。

ウ 企業グループを構成し応募する場合、その企業グループの中から「(2) イ (ア) 本施設のプラントの設計・建設を行う者の要件」をすべて満たす1社を「代表企業」として定めるとともに、当該代表企業が応募手続きを行うこととする。また、代表企業及びその他の構成員で「(2) イ (イ) から (エ)」(SPC(特別目的会社))を設置する場合は、「(2) イ (イ) から (オ)」までの要件全てを満たすこと。

エ 企業グループを構成する場合、構成メンバーは、他の応募者の構成メンバーとなることはできない。

オ 企業グループを構成する場合、構成メンバーのいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の企業グループの構成メンバーとなることは認めない。

なお、「資本関係又は人的関係のある者」とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう(以下同じ)。

(ア) 資本関係がある場合

以下のa又はbのいずれかに該当する二者の場合。

a 親会社(会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。

以下同じ。)と子会社の関係にある場合

b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係がある場合

以下のa又はbのいずれかに該当する二者の場合。なお、以下でいう役員とは、社外役員を含む常勤又は非常勤の取締役、監査役、執行役員及びその他全ての役員を指す。

a 一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合

b 一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他事業者の決定の適正さが阻害されると認められる((ア)、(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる等)場合

キ 同一応募者が複数の提案を行うことはできない。

(2) 応募者等の入札参加資格要件

ア 共通の要件

次のいずれかに該当する者は、応募者となることはできない。

(ア) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者

(イ) 本市の有資格業者名簿に登録されていない者（なお有資格業者名簿とは、建設工
有資格業者名簿（令和 3・4 年度）、測量及び建設コンサルタント等有資格業者名簿（令
和 4・5 年度）、物品等供給契約有資格業者名簿（令和 4・5 年度）をいう。）

(ウ) 本市の指名停止措置を受けている者

(エ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく罰金以上の刑に処せられ、その執行を
終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者

(オ) 直近事業年度の法人税、法人住民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納し
ている者

(カ) 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止などの事実があり、
経営状況が著しく不健全であると認められる者

(キ) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 511 条の規定による特別清算開始の申立てがな
されている者

(ク) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て
（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法
による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条の規定による更生手続
開始の申立てを含む。）がなされている者

(ケ) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申し
立てがなされている者

(コ) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条による破産の申立て（同法附
則第 3 条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃
止前の破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条又は第 133 条による破産の申立てを
含む。）がなされている者

(サ) 本市の暴力団排除条例に規定する暴力団及び暴力団員又は暴力団員でなくなった日
から 36 月を経過しない者が所属している者

(シ) 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 36 月を経過しない者がその事業活動を支
配する法人である者

(ス) 本市が本事業に関する検討を委託した次に示す者と資本関係又は人的関係のある者

・（仮称）本城資源化センターアドバイザー業務委託受託者

株式会社東和テクノロジー及び賢誠総合法律事務所

イ 各業務を行う者の要件

応募者は本事業の設計・建設及び運営・維持管理の各業務を行う者として、以下の（ア）
から（オ）の各項の要件を満たす企業で構成すること。なお、複数の項の要件を満たす
者は、当該複数の項の業務にあたる者を兼ねることが可能である。

(ア) 本施設のプラントの設計・建設を行う者の要件

本施設のプラントの設計・建設を行う企業のうち、少なくとも主たる業務を担う 1 社が以下の要件を全て満たすこと。

- a 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所登録の登録を行っていること。
- b 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による清掃施設工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
- c 本市の建設工事有資格業者名簿（令和 3・4 年度）の清掃施設工書の登載者であること。
- d 以下に示す要件をすべて満たす廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 8 条第 1 項に規定する一般廃棄物処理施設を PFI 方式、DBM 方式、DBO 方式又は DB+O 方式により元請で受注した施設の竣工実績を 1 件以上有すること。
なお、DB+O 方式の場合 DB 及び O のそれぞれについて 1 件以上の実績を有すること。

（a）施設種別：マテリアルリサイクル推進施設

（イ）本施設の建築物等の設計を行う者の要件

本施設の建築物等の設計を行う企業のうち、少なくとも主たる業務を担う 1 社は a 及び b を満たす企業であること。

- a 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）に基づく有資格者であること。
- b 本市の建設工事有資格業者名簿（令和 3・4 年度）又は測量及び建設コンサルタント等有資格業者名簿（令和 4・5 年度）の登載者であること。

（ウ）本施設の建築物等の建設を行う者の要件

本施設の建築物等の建設を行う企業のうち、少なくとも主たる業務を担う 1 社は a 及び b を満たす企業であること。

- a 本市の建設工事有資格業者名簿（令和 3・4 年度）の建築一式工書の登載者であること。
- b 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項に規定する建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

（エ）本施設の運営・維持管理を行う者の要件

- a 本市の物品等供給契約有資格業者名簿（令和 4・5 年度）の登載者であること。
- b 本施設の運営・維持管理を行うにあたり、必要な資格（許認可、登録等）を有すること。
- c 以下に示す要件をすべて満たす廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 8 条第 1 項に規定する一般廃棄物処理施設を PFI 方式、DBM 方式、DBO 方式又は長期包括運営方式により元請で受注し竣工した施設の運営実績（当該事業の特別目的会社から直接受託したものを含む）を 1 件以上有すること。

（a）施設種別：マテリアルリサイクル推進施設

- d 本施設の運営・維持管理にあたり、事業者の責務を達成するために必要な資格者を配置できること。

(SPC (特別目的会社) を設置の場合)

(オ) 運営・維持管理事業者から本施設の運営・維持管理業務を受託する者の要件 (運営・維持管理事業者から本施設の運営・維持管理業務を受託する者がいる場合)

運営・維持管理事業者から本施設の運営・維持管理業務を受託する企業は、以下に示す要件を満たすこととする。同一業務を複数の構成員又は協力企業で実施する場合は、少なくとも主たる業務を担う1社は以下の要件を全て満たすこととする。

- a 本市の物品等供給契約有資格業者名簿 (令和4・5年度) の登載者であること。
- b 以下に示す要件をすべて満たす廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号) 第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設をPFI方式、DBM方式、DBO方式又は長期包括運営方式により元請で受注し竣工した施設の運営実績 (当該事業の特別目的会社から直接受託したものを含む) を1件以上有すること。

(a) 施設種別：マテリアルリサイクル推進施設

- c 本施設の運営・維持管理にあたり、事業者の責務を達成するために必要な資格者を配置できること。

ウ 入札参加資格の確認

(ア) 入札参加資格確認基準日は入札参加資格審査書類提出期限日とする。各証明書類の有効期限は、入札参加資格確認基準日から起算して3か月以内とする。

(イ) 落札者決定日までの間に、応募者 (企業グループを構成する場合は構成メンバー) が入札参加資格要件を欠いた場合、本市は当該応募者 (企業グループを構成する場合は企業グループ) を落札者決定のための審査対象から除外する。

(ウ) 落札者決定日の翌日から事業契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に落札者 (企業グループを構成する場合は構成メンバー) が入札参加資格要件を欠いた場合、本市は落札者決定を取り消す。この場合において、本市は落札者決定を取り消した応募者 (企業グループを構成する場合は構成メンバー) に対して、一切の費用負担を負わないものとする。

2 協力企業等の変更

企業グループを構成する場合、入札参加資格確認申請書提出以降に、構成メンバーの変更は原則として認めない。ただし、特段の事情が生じた場合は本市と協議を行い、本市が妥当と判断した場合、応募者の構成メンバーは入札参加資格の確認を受けた上で事業提案書の提出期限までの変更及び追加が認められる場合がある。

事業提案書の提出以降、契約締結までの期間は、代表企業以外の協力企業等の変更については、当該変更後においても応募者の提案内容が担保されることを本市が確認した場合に、変更を認めることがある。

第4章 応募者の審査及び落札者の選定

1 審査

本市は応募者の事業提案の審査を公平に専門的知見に基づいて実施するため、本城資源化センター整備・維持管理事業技術評価委員会（以下「技術評価委員会」という。）にて審査を実施する。

本入札説明書等の公表から落札者の決定に関する公表までの期間に、本事業について審査に係る職員等に対し、事業提案書の審査に関して自己の有利になる目的のための接触等の働きかけを行った場合は失格とする。

2 審査の手順及び方法

(1) 入札参加資格審査

入札参加資格確認に当たっては、参加表明時に提出する入札参加資格確認申請書類について審査を行い、入札参加資格要件の具備を確認する。応募者が入札参加資格要件を欠いた場合、本市は当該応募者を落札者決定のための審査対象から除外する。

(2) 事業提案審査

ア 基礎審査

基礎審査は、入札参加資格確認を合格した資格確認通過者から提出された提案内容について、提案内容の整合性、提案の構成、要求水準の達成などの審査及び確認を行うものである。

事業提案書から、全ての基礎審査項目の内容を満たしているか否かを確認し、1項目でも基礎審査項目を満たさない場合は、失格とする。

基礎審査項目を全て満たしている場合、当該事業提案書は合格と判定され定量化審査の対象となる。

イ 定量化審査

入札参加者の「入札価格」と技術評価委員会で審査・決定した事業提案書の「技術評価点」から「評価値」を算出する。

なお、算定方法は落札者決定基準に定めるとおりとする。

(3) 審査事項

審査事項は、落札者決定基準に示すとおりとする。

(4) 予定価格

93億537万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）とする。

ただし、入札金額の内訳が各々の額を超えないこと。

（入札金額内訳）

設計・建設業務 45億2,187万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

運営・維持管理業務（20年間） 47億8,350万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

(5) 設計・建設業務に係る最低制限価格及び調査基準価格

ア 最低制限価格 設けない。

イ 調査基準価格 設ける。

- (ア) 調査基準価格を下回る価格をもって入札した者は、落札者決定基準に規定する評価値の最も高いものであっても必ずしも落札者とはならない。
- (イ) 調査基準価格を下回る価格をもって入札した者は、事後の事情聴取に協力すること。
- (ウ) 具体的な調査の方法及び手順等については、北九州市建設工事低入札価格調査実施要領による。

第5章 入札手続等

1 入札に関する手続き

(1) 入札説明書等の公表

本事業の入札説明書等の配布等を次のとおり行う。

ア 配布期間

2023年2月17日（金）～2023年4月17日（月）

イ 配布方法

北九州市環境局循環社会推進部施設課のホームページアドレスからダウンロード

北九州市環境局循環社会推進部施設課のホームページアドレス

<http://www.city.kitakyushu.lg.jp/kankyou/kan-shisetsulist.html>

なお、ダウンロードすることができない場合は、配布期間中に北九州市環境局循環社会推進部施設課（電話 093-582-2184）へ連絡し、その指示に従うこと

(2) 入札説明書等に関する質疑の受付及び公表

入札説明書等に関する質疑を以下のとおり受け付ける。

ア 提出期間

2023年2月17日（金）～2023年2月28日（火）

イ 場所

第2章7の場所と同じ

ウ 提出方法

「様式 1-1」に質疑を記載し、持参、郵送（書留郵便に限る。）又は宅配便（手渡ししたことが証明されるものに限る。）、E-mailのいずれかにより、期限までに必着するように提出すること。なお、持参、郵送又は宅配便で送付する場合は、Microsoft Excel で作成した質疑書が記録された CD-R 等に保存して提出するものとし、E-mail による場合は、当該電子ファイルを E-mail に添付して送付すること。

持参する場合は、提出期間内の土曜日及び日曜日・祝祭日を除く毎日、午前9時～午後5時までとする。

エ 回答方法

質疑の回答は原則として全社に回答する。ただし、質疑者の特殊な技術、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのあるもの限り、個別回答を行うのでその旨を付して質疑書を提出すること。

(3) 工事場所の確認（現場確認）

現場確認の申込について、以下のとおり受け付ける。

ア 現場確認申込の受付期間

2023年2月17日（金）～2023年2月24日（金）

イ 場所

第2章7の場所と同じ

ウ 提出方法

現場確認申込書（様式 1-3）に必要事項を記入し、持参、郵送（書留郵便に限る。）又は宅配便（手渡ししたことが証明されるものに限る。）、E-mailのいずれかにより、期限

までに必着するように提出すること。

また、現場確認に係る誓約書（様式 1-4）については持参、郵送（書留郵便に限る。）又は宅配便（手渡ししたことが証明されるものに限る。）により提出すること。現場確認に係る誓約書の提出方法については、あらかじめ上記の場所まで電話にて連絡すること。なお、持参にて提出する場合は現場確認当日でも可とする。

エ 現場確認期間

2023年2月27日（月）～2023年2月28日（火）

オ 現場確認に当たっての留意事項

（ア）現場確認は、申込に基づき本市にてスケジュール調整を行うので、これに従うこと。

（イ）現場確認にあたっては、確認する者の所属企業が確認できる身分証明書を携帯し、本市の求めに応じてこれを提示すること。

（4）入札参加資格審査書類の受付

応募者は「様式 2-1～2-7」を提出し、入札参加資格の有無について、本市の審査を受けることとする。なお、期限までに必要書類の提出をしない者ならびに入札参加資格がないと認められたものは、本件入札に参加することはできない。

ア 提出期間

2023年3月6日（月）～2023年3月10日（金）

イ 提出場所

第2章7の場所と同じ

ウ 提出方法

持参、郵送（書留郵便に限る。）又は宅配便（手渡ししたことが証明されるものに限る。）により行うものとし、E-mail 又は FAX では受け付けない。

持参する場合は、提出期間内の土曜日及び日曜日・祝祭日を除く毎日、午前9時～午後5時までとする。

なお、入札参加資格確認申請書の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とし、提出された入札参加資格確認申請書は、入札参加資格の確認以外には使用しない。

また、提出された入札参加資格確認申請書は、返却しない。

（5）入札参加資格の確認及び入札参加資格がないと認めたものに対する理由の説明

入札参加資格の確認結果は、2023年3月22日（水）までに書面にて通知する。

入札参加資格がないと認められたものは、本市に対してその理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ア 提出期限

2023年3月24日（金）午後5時まで

イ 提出場所

第2章7の場所と同じ

ウ 提出方法

書面の提出は、持参により行うものとし、郵送、宅配便、E-mail、FAX では受け付けない。

エ 回答期限

本市は2023年3月30日（木）までに書面により回答する。

(6) 入札書・事業提案書の受付

入札参加資格があると確認された応募者は、入札書及び本事業提案書を提出すること。

ア 提出期間

2023年3月23日（木）～2023年4月17日（月）

イ 提出場所

第2章7の場所と同じ

ウ 提出方法

持参、郵送（書留郵便に限る。）又は宅配便（手渡ししたことが証明されるものに限る。）のいずれかにより、期限までに必着するように提出すること。なお、持参する場合は、提出期間内の土曜日及び日曜日・祝祭日を除く毎日、午前9時～午後5時までとする。

(7) 基礎審査結果の通知

提出された事業提案書は、落札者決定基準で定めた審査方法により、基礎審査を実施する。審査結果については、書面で通知する。

(8) 事業提案書の内容に関する技術ヒアリング

提出された事業提案書の内容に対しヒアリングを行う。

ア 実施期間

2023年5月10日（水）～2023年5月12日（金）

イ 場所

北九州市役所会議室

ウ 実施方法

2023年4月17日（月）までに提出された事業提案書の内容に対し、ヒアリングを行う。ヒアリングにおいては、予め本市より確認事項を提示し、応募者は当日に提案内容のプレゼンテーションとともに、確認事項に対する回答を行うこと。実施の日時等の詳細は、本市が事業提案書を提出した者に通知する。

(9) 入札結果の通知

入札結果は、2023年6月15日（木）までに書面で通知する。入札結果の概要については北九州市環境局循環社会推進部施設課のホームページにて公表する。

審査の結果、事業者とならなかったものは、本市に対してその理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ア 提出期限

2023年6月19日（月）午後5時までとする。

イ 提出場所

第2章7の場所と同じ

ウ 提出方法

書面の提出は、持参により行うものとし、郵送、宅配便、E-mail、FAXでは受けない。

エ 回答期限

本市は2023年6月22日（木）までに書面により回答する。

2 入札に関する留意事項

(1) 入札説明書等の承諾

応募者は、「入札参加資格確認申請書（様式 2-1～2-7）」の提出をもって、入札説明書等の記載内容を承諾したものとする。

(2) 費用負担

応募申込みに係る経費は、応募者の負担とする。

(3) 提出書類の取扱い

ア 入札説明書等の承諾

入札参加者は、入札書類の提出をもって、入札説明書等及び追加資料の記載内容を承諾したものとする。

イ 事業提案書の変更等の禁止

事業提案書の変更、差し替え若しくは再提出は認めない。また、理由のいかんに関わらず返却しない。ただし、本市が必要と認めた場合はこの限りではない。

ウ 著作権等

提出書類の著作権は、当該提出書類を提出した応募者に帰属する。ただし、本市が公表、展示その他本事業に関して必要と認める範囲において、本市はこれを無償で使用する事が出来る。

エ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じる責任は、原則として提案を行った応募者が負う。

オ 資料の公開

市は、落札者の選定後、審査結果の公表の一環として、必要に応じて、応募者から提出された提出書類（選定されなかった応募者からの提出書類を含む。）の一部を公開する場がある。

なお、公開に際しては、提案した応募者のノウハウや手法を特定することができる内容等、公開されることにより著しく提案した応募者の権利が阻害されると認められる内容を除くものとし、詳細については本市と各応募者との間で協議する。

(4) 資料の取扱い

本市が提供する資料は、本事業の入札に係る検討以外の目的に使用することはできない。

(5) 使用言語及び単位、時刻

「第 6 章 提出書類及び作成要領」及び様式集にて特別に指定するもの以外は、入札に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(6) 入札の辞退

入札参加資格確認審査申請書を提出した者は事業提案書の提出期限までは、随時、入札を辞退することができる。入札辞退届の提出要領は以下のとおりとする。

ア 提出期限

2023 年 4 月 17 日（月）午後 5 時までとする。

イ 提出方法

提出方法は、応募者が「入札辞退届（様式3）」を第2章7の場所と同じ場所に持参により提出する。なお、E-mail または FAX による提出は認めない。

ウ その他

入札辞退の撤回はできないものとする。

(7) 入札無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 入札説明書に規定する入札参加資格のない者が行った入札

イ 入札参加資格確認申請書に記載された応募者以外の者が行った入札

ウ 事業提案書等に虚偽の記載をした者が行った入札

エ 事業提案書類の不備・不足が是正されない場合

オ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

カ 関係者に対する工作等不当な活動を行ったと認められる場合

キ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(8) 入札の中止等

本事業の入札手続きに関して本市が必要と認めたときは、入札の執行を取りやめることができる。このことで、入札参加者に不利益が生じても、本市はその責を負わないものとする。

(9) その他

入札説明書等に定めるもののほか、入札にあたって必要な事項が生じた場合には、適宜、入札参加者に通知することとする。

3 契約手続き等

(1) 契約の締結

本市と落札者は、基本協定締結後、基本契約、設計・建設工事請負契約及び運営・維持管理業務委託契約の締結に向け、契約内容について協議を行い、契約の仮契約を締結する。仮契約は、本市議会の議決をもって本契約となる。なお、契約内容の協議は各契約書案の詳細の協議を行うものであり、入札説明書等に規定された内容及び条件の変更を行うものではない。

(2) 事業契約の締結

ア 基本協定

(ア) 対象者 : 落札者

(イ) 締結時期 : 落札者決定後すみやかに

イ 基本契約

(ア) 対象者 : 事業者

(イ) 締結時期

2023年7月24日(月)までに仮契約を締結する。本仮契約は設計・建設工事請負契約締結の議決を効力発生条件とするものとし、2023年10月上旬頃正式契約となる。

ウ 設計・建設工事請負契約

(ア) 対象者 : 設計・建設事業者

(イ) 締結時期

2023年7月24日(月)までに仮契約を締結する。本仮契約は2023年10月上旬に開催する議会の議決を経て正式契約となる。

エ 運営・維持管理業務委託契約

(ア) 対象者：運営・維持管理事業者

(イ) 締結時期

2026年4月1日から施設供用が円滑に行われるように契約を締結する。

(3) 地位の譲渡等

本市の事前の承諾がある場合を除き、事業者は事業契約上の地位及び権利義務等を譲渡、担保提供又はその他の方法により処分してはならない。

(4) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札参加者は、次に掲げるとおり、入札前に所定の入札保証金を納付する。

(ア) 入札保証金の額

- a 設計・建設業務については、入札金額の100分の10以上の額
- b 運営・維持管理業務については、入札金額の100分の5以上の額

(イ) 入札保証金の納付方法

入札保証金は現金で納付するものとするが、入札保証金額に相当する次のいずれかの担保を提供することにより代えることができる。

- a 国債、地方債
- b 政府の保証のある債券
- c 銀行が振出し又は支払保証をした小切手

(ウ) 入札保証金の免除

契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(エ) 入札完了後等の扱い

入札完了後又は入札の中止、延期若しくは取消しをしたときは還付する。

(オ) その他

入札保証金には、利子を付さない。

イ 契約保証金

設計・建設事業者及び運営・維持管理事業者は、各々の業務の履行を保証するために、契約締結時に所定の金額を契約保証金として納付する。

(ア) 契約保証金の額

- a 設計・建設業務
設計・建設工事請負契約金額の100分の10以上の額
- b 運営・維持管理業務
20年間の運営・維持管理業務委託費の100分の5以上の額

(イ) 契約保証金の納付方法

契約保証金は現金で納付するものとするが、契約保証金額に相当する次のいずれかの

担保を提供することにより替えることができる。また、入札保証金を契約保証金に充当することができる。

- a 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - b これらの契約による債務の不履行により生ずる損額金の支払いを保証する銀行、本市が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
 - c これらの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - d これらの契約による債務の不履行による損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- (ウ) 契約保証金の免除

契約規則第 25 条第 7 項第 1 号又は第 2 号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(エ) その他

契約保証金には、利子を付さない。

第6章 提出書類及び作成要領

1 一般的事項

各提出書類を作成するにあたっては、特に本市の指示がない限り、次のとおりとすること。各提出書類に用いる言語は日本語、通貨は円、単位は計量法（平成4年法律第51号）とする。さらに、原則として横書きで記述する。加えて、様式集の各様式に記載されている指示に従うこと。

2 入札参加資格確認申請書類

入札参加資格確認申請書類を作成するにあたっては、特に本市の指示がない限り、次のとおりとすること。

(1) 入札参加資格確認申請書（様式2-1）を表紙として、提出書類を添付資料も含めて、以下順番でまとめ、A4・縦・左綴じとして2部（正本1部、副本1部）提出すること。

- ア 入札参加資格確認申請書 : 様式2-1
- イ 協力企業等一覧表 : 様式2-2
- ウ 建設JVの構成 : 様式2-3（建設JVの場合提出）
- エ 委任状（代表企業） : 様式2-4
- オ 委任状（代理人） : 様式2-5
- カ 各業務を担当する者の要件を証明する書類 : 様式2-6
- キ 入札参加資格に関する誓約書 : 様式2-7

3 入札辞退時届

入札辞退時の提出書類は、次の書類を1部提出すること。

- (1) 入札辞退届 : 様式1-2

4 事業提案書類

事業提案書類の提出時は、次の提出書類を指定の部数提出すること。

| 提出書類 | | 様式等 | 部数 |
|-------------------------------|-------------|-----------|---------------------|
| 入札書類提出書 | | 様式3-1 | 1部 |
| 事業提案書 ^{※1} | 施設計画図書 | (2)に示すとおり | 各10部 (正本1部、副本9部) |
| | 運営・維持管理計画図書 | 様式4-1~4-9 | |
| | 技術提案書 | 様式5-1~5-9 | |
| 要求水準適合表 | | 様式10 | |
| 入札書（価格要素審査対象） | | 様式3-2~3-4 | 各1部 |
| 提案書の電子データ（DVD等） ^{※2} | | - | 1式 |

※1：ロゴマークの使用を含めて、企業名等がわかる記述を避けること。ただし、技術提案書のうちの正本1部については、表紙及び表紙以外の各様式において企業名を明らかにすること。（正本に構成企業の凡例をつける対応も可とする。）

※2：本市に提出する事業提案書の電子データは、原則PDF形式とし、技術提案書、施設計画図書毎にそれぞれ1つのPDFファイルにまとめて提出すること。ただし、電子データのサイズに応じてPDFファイルを複数に分割してもよい。

(1) 入札書類提出書

入札説明書等に基づく入札書類一式を提出するにあたり、入札書類提出書（様式3-1）を提出する。

(2) 施設計画図書

施設計画図書は、任意様式とし A4 版（A3 版書類については A4 版に折込み）・縦・横書き・左綴じとして 1 冊にまとめ、各 10 部（正本 1 部、副本 9 部）提出すること。

施設計画図書には、各ページの下中央に通し番号（1/○～○/○）をふり、受付グループ名を右下欄に記入する。また、施設計画図面については次のとおりとする。

ア 図面は、JIS の建築製図通則に従って作成すること。

イ 右下に図面名称及び本市から通知した応募者名を記入する。

(3) 施設計画図書の必要事項

施設計画図書に必要な事項は、次に示すとおりである。

ア 施設概要

施設面積、主要施設の仕様等、施設計画の概要を整理すること。

イ 設計基本数値

(ア) 施設計画基本数値

a 物質収支（ごみ、残さ、有価物など）

b 用役収支

(a) 電力

設備動力（プラント、建築設備、照明設備等）、使用電力、契約電力、料金等の各項目を明らかにすること。

(b) 給排水

プラント用、生活用について日使用量・日排水量を明らかにすること。

(イ) 主要施設（機器）設計計算書

(ウ) 要求水準に対する設計仕様書

ウ 図面

(ア) 施設全体配置図 【A3 版横】

(イ) 動線計画図（供用後及び工事段階別） 【A3 版横】

(ウ) 各階機器配置図（主要機器の名称を記載すること。） 【A3 版横】

(エ) 機器配置断面図（縦断、横断図） 【A3 版横】

(オ) 主要機器組立図 【A3 版横】

(カ) 処理フローシート 【A3 版横】

a 対象廃棄物、有価物、残さ

b 集じん・脱臭（集じん・脱臭を行う箇所、方法を示すこと）

c 給排水

d 計装設備

(キ) 電気設備主回路単線系統図 【A3 版横】

(ク) 建築一般図（各階平面図、立面図、断面図） 【A3 版横】

(ケ) 建築仕上げ表

(コ) 建築面積表（各階床面積及び各室床面積を明記すること。）

(サ) パース（鳥瞰図、1 枚） 【A3 版横】

(シ) その他、提案する構造物等に関する図面 【A3 版横】

エ 工事関係

工事工程表（設計、各種手続き期間含む）

【A3 版横】

(4) 運営・維持管理計画書

運営・維持管理計画書は、A4 版（A3 版書類については A4 版に折込み）・縦・横書き・左綴じとして 1 冊にまとめ、各 10 部（正本 1 部、副本 9 部）提出すること。文字サイズは 11 ポイント以上（図表は含めない）とし、各ページの下中央に通し番号（1/○～○/○）をふり、受付グループ名を右下欄に記入する。

(5) 運営・維持管理計画書の必要事項

運営・維持管理計画書に必要な事項は、次に示すとおりである。

ア 運営・維持管理概要 : 任意様式

受付業務、運営業務、維持管理業務等、運営・維持管理計画の概要を整理すること。

イ 点検・検査項目（法定点検・定期点検等）【かん・びん部門】：様式 4-1

ウ 点検・検査項目（法定点検・定期点検等）【不燃系粗大部門】：様式 4-2

エ 修繕、更新、保全工事項目【かん・びん部門】 : 様式 4-3

オ 修繕、更新、保全工事項目【不燃系粗大部門】 : 様式 4-4

カ 年間当たり燃料・薬品等使用計画【かん・びん部門】 : 様式 4-5

キ 年間当たり燃料・薬品等使用計画【不燃系粗大部門】 : 様式 4-6

ク 業務実施体制【かん・びん部門】 : 様式 4-7

ケ 業務実施体制【不燃系粗大部門】 : 様式 4-8

コ 運転業務計画等 : 様式 4-9

(6) 技術提案書

ア 技術提案書は、各様式に示す所定のページ数以内とし（様式 9 は 1 ページ）、様式の順番で 1 冊にまとめ、A4 版（A3 版書類については A4 版に折込み）・縦・横書き・左綴じとして、各 10 部（正本 1 部、副本 9 部）提出すること。文字サイズは 11 ポイント以上（図表は含めない）とし、各ページの下中央に通し番号（1/○～○/○）をふり、本市から通知した応募者名を右下欄に記入する。

イ 技術提案書のうち文章で記載するものについては、図表、絵及び写真等を使用してよい。また、着色は自由とする。

(7) 要求水準適合表

要求水準適合表として、様式 10 を提出すること。要求水準適合表を作成するにあたっては、特に本市の指示がない限り、次のとおりとすること。

ア 要求水準適合表は、要求水準内容に対して提案が異なるものは様式に示した表の対応する箇所に提案内容を、同様・同等の場合「同左の表記のとおり」と記載し、1 冊にまとめ、A3 版・縦・横書き・左綴じとして、各 10 部（正本 1 部、副本 9 部）提出すること。文字サイズは 11 ポイント以上（図表は含めない）とし、各ページの右下に通し番号（1/○～○/○）をふり、本市から通知した応募者名を右下欄に記入する。

イ 技術提案書のうち文章で記載するものについては、図表、絵及び写真等を使用してよい。また、着色は自由とする。

(8) 入札書

入札書を作成するにあたっては、特に本市の指示がない限り、次のとおりとすること。

- ア 入札書は、様式 3-2～3-4 を封筒に入れ、封かんし、封筒の表面に、事業名、事業実施場所、応募者名及び代表企業の商号又は名称等を記載すること。封筒については次ページの図を参考にすること。
- イ 入札価格は、事業期間にわたる設計・建設業務に係る対価及び運営・維持管理業務に係る対価（現在価値換算前の実額ベース）とし、物価変動等に応じた改定は見込まないこと。
- ウ 入札価格には、消費税及び地方消費税を加えないこと。
- エ 技術提案書との整合性を確保すること。

(表)

北九州市長 武内 和久 様

事業名 本城資源化センター整備・維持管理事業

事業実施場所 北九州市八幡西区洞北町7番10号

応募者名

所在地

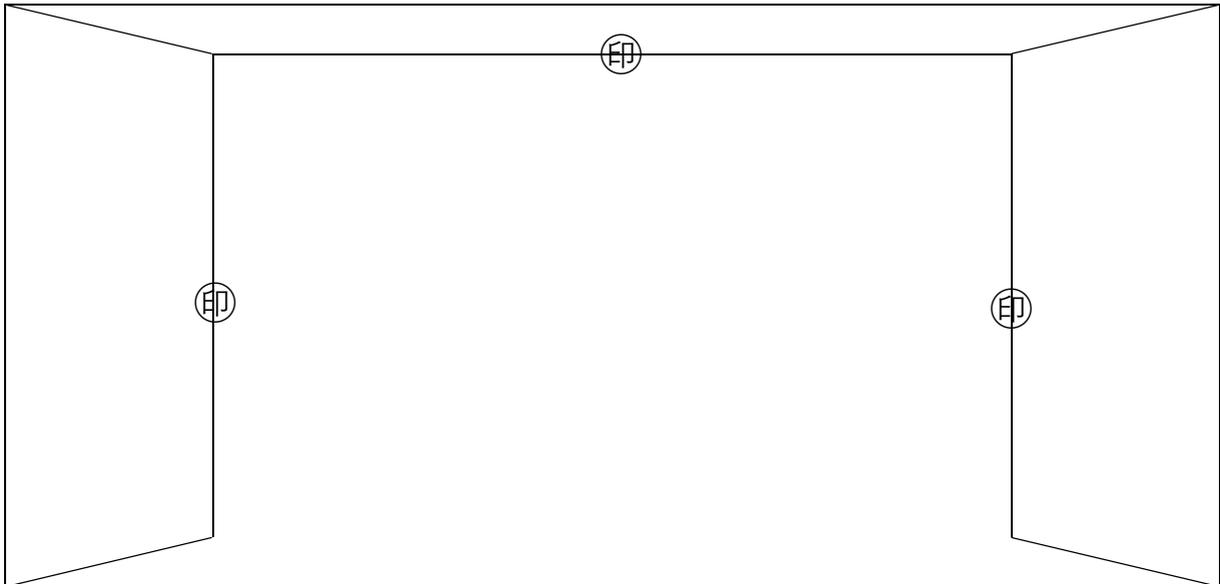
商号又は名称

代表者職氏名

印

令和 年 月 日

(裏)



- ・入札書を提出する封筒は長形3号を基本とする。
- ・印については、代表企業の印を用いること。

第7章 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 想定されるサービスの水準・仕様

事業者は入札説明書等及び提案内容に基づく諸条件を踏まえて、本事業の入札説明書等に示す本施設等の機能（性能要件）が十分発揮できるよう、設計・建設業務及び運営・維持管理業務を行うものとする。

2 想定されるリスクの分担

(1) 基本的な考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、本市と事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指そうとするものである。設計・建設業務及び運営・維持管理業務に伴うリスクは原則として事業者が負うものとするが、本市が分担すべき合理的な理由があるリスクについては、本市がリスクを負うこととする。

(2) 想定されるリスクの分担

本市と事業者のリスク分担は原則として「入札説明書添付資料-5 リスク分担」及び事業契約の各案の定めによるものとする。

3 本市による事業の実施状況の監視

本市は事業者が実施する本施設の設計・建設及び運営・維持管理段階におけるすべての業務について監視を行う。監視の方法及び内容等については要求水準書、契約書等に定める。

また、事業者の提供する施設の設計・建設業務及び運営・維持管理業務に係るサービスが十分に達せられない場合、本市は事業者に対して是正勧告を行い、是正策の提出・実施を求めるとともに、対価の支払額を減額することができる。

第8章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

- (1) 事業者が実施する本事業の業務内容について、事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、本市は事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、本市は事業契約を解除することができる。
- (2) 事業者の財務状況が著しく悪化するなどの事由により事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、本市は事業契約を解除することができる。
- (3) 前2号の規定により本市が事業契約を解除した場合、事業者は本市に生じた損害を賠償しなければならない。

2 本市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

- (1) 本市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解除することができる。
- (2) 前号の規定により事業者が事業契約を解除した場合、本市は事業者に生じた損害を賠償する。

3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他本市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、本市及び事業者は事業継続の可否について協議する。

- (1) 設計・建設期間においては、一定の期間内に協議が整わない場合、本市は相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、建設工事請負契約を解除することができる。その場合、運営・維持管理業務委託契約についても解除することができる。
- (2) 運営・維持管理期間においては、本市及び事業者はそれぞれの相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、運営・維持管理業務委託契約を解除することができる。

4 その他

その他、本事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約に定める。

第9章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

PFI法に規定する法制上及び税制上の優遇措置等並びに財政上及び金融上の支援等はない。

第10章 その他本事業の実施に関し必要な事項

1 必要事項の追加

本入札説明書に定めることのほか、本入札の実施にあたって必要な事項が生じた場合には、入札参加希望者に通知する。

2 情報提供

本事業に係る情報提供は、適宜、北九州市環境局循環社会推進部施設課のホームページ及び電子データを通じて行う。

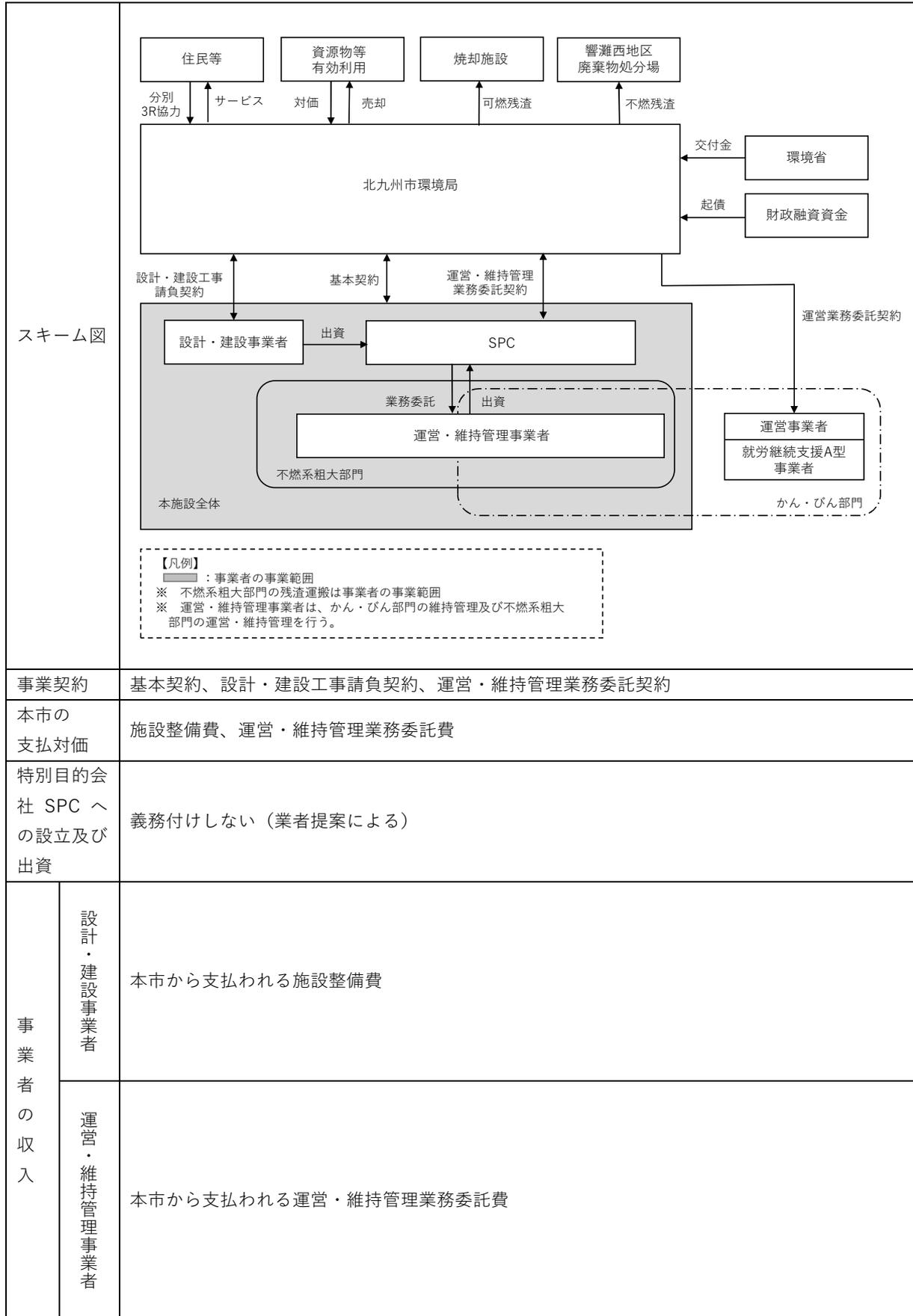
3 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用はすべて応募者の負担とする。

入札説明書添付資料-1 事業実施場所



入札説明書添付資料-3 事業スキーム図（案）



入札説明書添付資料-4 業務範囲分担表

設計・建設段階の業務等範囲

| 業務区分 | 業務内容 | 本市 | 事業者 | 備考 |
|---------------|-------------|----|-----|---------------------|
| 用地取得 | 用地の確保 | ○ | | |
| 施設整備に係る許認可手続き | 廃掃法に基づく設置届 | ○ | △ | 副は図書類の作成を行う |
| | 交付金申請書 | ○ | △ | 副は図書類の作成を行う |
| | 開発関係 | ○ | △ | 副は図書類の作成を行う |
| 設計 | 工事に係る許認可手続き | △ | ○ | 副は必要に応じて連絡等の作業補助を行う |
| | 地質等調査 | | ○ | 市が事前に実施したもの以外 |
| | 実施設計 | | ○ | |
| | 設計管理 | | ○ | |
| | 設計監理 | ○ | | |
| 建設 | 工事に係る許認可手続き | △ | ○ | 副は必要に応じて連絡等の作業補助を行う |
| | 施工管理 | | ○ | |
| | 施工監理 | ○ | | |

凡例：○主分担、△従分担

運営・維持管理段階の業務等範囲 (1/2)

| 項目 | | 所掌範囲 | | |
|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------|-----|---|
| | | 本市※ ¹ | 事業者 | |
| 運搬等 | 処理対象物の収集・運搬 | ○ | | |
| | 破碎・選別残渣の運搬 | | ○ | |
| | 破碎・選別残渣の処理、資源化、処分 | ○ | | |
| | 資源化物の運搬、処理、資源化、処分 | ○ | | |
| 運転・維持管理等 | 施設設置者としての施設管理 | ○ | | |
| | かん・びん部門 | 受付・計量業務 | | ○ |
| | | 計量データの管理 | ○ | |
| | | 適正運転（日常点検含む） | ○ | |
| | | 清掃 | ○ | |
| | | 破碎・選別残渣及び資源化物の保管・積込・計量 | ○ | |
| | | 維持管理、メンテナンス業務 | | ○ |
| | | 故障等への対応（修繕・補修等含む） | | ○ |
| | | 消耗品・予備品の調達・管理（機器・設備に関するもの等） | | ○ |
| | | 消耗品・予備品の調達・管理（機器・設備に関するもの以外） | ○ | |
| | | 環境測定 | ○ | |
| | | 各種検査 | | ○ |
| | 法定点検、登録の更新など（日常点検除く）※ ² | ○ | | |
| | 不燃系粗大部門 | 受付・計量業務 | | ○ |
| | | 計量データの管理 | | ○ |
| | | プラットフォームでの車両の誘導・指示 | | ○ |
| | | 搬入禁止物・不適物の確認 | | ○ |
| | | 適正運転（日常点検含む） | | ○ |
| | | 清掃 | | ○ |
| | | 破碎・選別残渣及び資源化物の保管・積込・計量 | | ○ |
| | | 維持管理、メンテナンス業務 | | ○ |
| | | 故障等への対応（修繕・補修等含む） | | ○ |
| 消耗品・予備品の調達・管理 | | | ○ | |
| 各種検査、環境測定 | | | ○ | |
| 法定点検、登録の更新など（日常点検除く）※ ² | | ○ | | |

凡例：○主分担、△従分担

※¹：本市にはかん・びん部門の運営業務を実施する就労継続支援事業者を含む。

※²：特殊重機等を想定。

運営・維持管理段階の業務等範囲 (2/2)

| 項目 | | 所掌範囲 | | |
|----------|-------------------|-------------------|-----|---|
| | | 本市※1 | 事業者 | |
| 運転・維持管理等 | かん・びん部門 | 電力（契約基本料金、従量料金など） | ○ | |
| | | 用水（上水、下水） | ○ | |
| | | 薬品、油脂類 | ○ | |
| | | 消耗品 | ○ | |
| | 不燃系粗大部門 | 電力（契約基本料金、従量料金など） | | ○ |
| | | 用水（上水、下水） | | ○ |
| | | 薬品、油脂類 | | ○ |
| | | 消耗品 | | ○ |
| 収入 | ごみ処理手数料（直接搬入）の帰属先 | ○ | | |
| | 有価物の売却益の帰属先 | ○ | | |
| その他 | 近隣対応 | ○ | △ | |
| | 行政視察者への対応 | ○ | △ | |
| | 見学者への対応（行政視察を除く） | ○ | △ | |

凡例：○主分担、△従分担

※1：本市にはかん・びん部門の運営業務を実施する就労継続支援事業者を含む。

入札説明書添付資料-5 リスク分担

本事業のリスク分担については、次のとおりを想定している。詳細は入札説明書と同時に公表する事業契約の各案において示す。

表 リスク分担表（案）（1/3）

| 区分 | リスク項目 | リスクの内容 | 責任負担者 | | |
|------------|----------|--|--|-----|---|
| | | | 本市※1 | 事業者 | |
| 全期間共通 | 入札リスク | a | 入札説明書等の誤りや本市の事由による内容の変更によるもの | ○ | |
| | 応募コスト | b | 応募コストに関するもの | | ○ |
| | 契約締結リスク | c | 本市の事由による契約不調及び契約手続の遅延に関するもの | ○ | |
| | | d | 事業者の事由による契約不調及び契約手続の遅延に関するもの | | ○ |
| | 事業変更リスク | e | 本事業の実施条件変更によるもの | ○ | |
| | 周辺住民等の対応 | f | 本事業の実施そのものについての周辺住民等の反対運動、訴訟・要望に関するもの | ○ | |
| | | g | 上記以外のもの（事業者が実施する業務に起因する住民反対運動、訴訟等） | | ○ |
| | 第三者賠償リスク | h | 事業者が実施する業務に起因して発生する事故等、施設の劣化等の維持管理の不備による事故等に関するもの | | ○ |
| | | i | 本市の帰責事由に起因して発生する事故等、施設の劣化等の維持管理の不備による事故等に関するもの | ○ | |
| | 政治リスク | j | 政策方針の転換、財政破綻等によるもの | ○ | |
| | 許認可リスク | k | 事業者が取得すべき許認可の取得の遅延に関するもの | | ○ |
| | 交付金リスク | l | 事業者の事由により予定されていた交付金額が交付されない場合 | | ○ |
| | | m | 本市の帰責事由により予定されていた交付金額が交付されない場合 | ○ | |
| | 法令変更リスク | n | 本事業に直接関連する法令・税制の変更等によるもの | ○ | |
| | | o | 上記以外の法令・税制度の新設・変更に関するもの | | ○ |
| | 不可抗力リスク | p | 天災等大規模な災害及び暴動等の予測できない事態の発生により、設計変更、事業の延期、中断もしくは契約解除等の原因となり得るもの | ○ | △ |
| | 金利変動リスク | q | 基準金利決定日以降の金利変動による事業者の経費増減によるもの | | ○ |
| | 物価変動リスク | r | 物価変動（インフレ、デフレ）にともなう事業者の急激な経費増減によるもの（事業契約書で定める一定の範囲を超える場合） | ○ | |
| s | | 物価変動（インフレ、デフレ）にともなう事業者の急激な経費増減によるもの（事業契約書で定める一定の範囲を超えない場合） | | ○ | |
| 資金調達リスク | t | 事業者において事業実施に必要とする資金の調達に関するもの | | ○ | |
| | u | 本市において本事業実施に際して必要とする資金の調達に関するもの | ○ | | |
| 要求水準不適合リスク | v | 要求性能の不適合によるもの（設計・建設の契約不適合によるものを含む） | | ○ | |
| 事故発生リスク | w | 整備・維持管理事業における事故の発生に関するもの | | ○ | |

凡例：○主分担、△従分担

※1：本市にはかん・びん部門の運営業務を実施する就労継続支援事業者を含む。

表 リスク分担表（案）（2/3）

| 区分 | リスク項目 | | リスクの内容 | 責任負担者 | |
|------------------|-----------------|--------------------------------|--|------------------------------------|-----|
| | | | | 本市※1 | 事業者 |
| 設計段階 | 測量・地質等調査 リスク | x | 本市が実施した測量や地質等の調査に関するもの | ○ | |
| | | y | 事業者が実施した測量や地質等の調査に関するもの | | ○ |
| | 設計変更リスク | z | 本市の指示・発注条件の不備・変更による設計変更 | ○ | |
| | | aa | 事業者の提案内容の不備・判断によるもの | | ○ |
| | 建設着工遅延 リスク | ab | 本市の事由による建設工事の着工遅延に関するもの | ○ | |
| | | ac | 事業者の事由による建設工事の着工遅延に関するもの | | ○ |
| 建設段階 | 用地リスク | ad | 地中障害物、その他募集資料等から予見できない用地条件に関するもの（土壌汚染、水質汚染等） | ○ | |
| | 一般的損害 | ae | 工事目的物・材料・他関連工事に関して生じた損害に関するもの | | ○ |
| | | af | 本市の帰責事由により、工事目的物・材料・他関連工事に関して生じた損害に関するもの | ○ | |
| | 工事費増加リスク | ag | 本市の提示条件の不備・変更に関するもの | ○ | |
| | | ah | 上記及び物価上昇以外の要因による工事費の増大 | | ○ |
| | 工事遅延リスク | ai | 着工後の本市の指示等に関するもの | ○ | |
| | | aj | 上記以外の要因による工事遅延、未完工による施設の供用開始の遅延 | | ○ |
| | 試運転・性能試験 リスク | ak | 試運転・性能試験（事業者実施）に要する廃棄物の供給等に関するもの | ○ | |
| | | al | 試運転・性能試験（事業者実施）の結果、契約等で規定した要求性能の不適合によるもの | | ○ |
| | 運営・維持管理段階 | ごみ量変動リスク | am | 各年度における計画年間ごみ処理量の範囲内のごみの処理に起因するリスク | |
| an | | | 各年度における計画年間ごみ処理量の範囲から逸脱するごみの処理に起因するリスク | ○ | |
| ごみ質変動リスク | | ao | 受入対象物の質に起因する費用上昇、事故等 | ○ | |
| 維持管理コスト 増大リスク | | ap | 本市の帰責事由に基づく維持管理コスト増大に関するもの | ○ | |
| | | aq | 事業者の帰責事由に基づく維持管理コスト増大に関するもの | | ○ |
| 施設破損リスク | | ar | 本市の帰責事由に基づく事故、火災等による修復等にかかるコスト増大リスク（処理不適物混入リスク含む） | ○ | |
| | | as | 事業者の帰責事由に基づく事故、火災等による修復等にかかるコスト増大リスク（処理不適物混入リスク含む） | | ○ |
| 施設性能リスク | | at | 事業の終了時における施設の性能確保に関するもの（かん・びん部門） | 協議 | |
| | | au | 事業の終了時における施設の性能確保に関するもの（かん・びん部門以外） | | ○ |
| 技術革新リスク | | av | 本市の意向による将来の新技术等の導入に伴う施設・設備等の更新コスト増大リスク | ○ | |
| | aw | 将来の新技术等の導入に伴う施設・設備等の更新コスト増大リスク | | ○ | |

凡例：○主分担、△従分担

※1：本市にはかん・びん部門の運営業務を実施する就労継続支援事業者を含む。

表 リスク分担表（案）（3/3）

| 区分 | リスク項目 | リスクの内容 | 責任負担者 | |
|-----------|-------------------|--------|-------|-----|
| | | | 本市※1 | 事業者 |
| 運営・維持管理段階 | 事業終了時の諸手続きに関するリスク | ax | | ○ |
| | | ay | | ○ |
| | | az | | ○ |
| | | ba | 協議 | |
| | | bb | | ○ |
| | | bc | | ○ |

凡例：○主分担、△従分担

※1：本市にはかん・びん部門の運営業務を実施する就労継続支援事業者を含む。

※2：SPC を設立した場合